



平成20年度滋賀県指定文化財 『近江輿地志略』

大津市歴史博物館
学芸員 樋 爪 修

はじめに

近江の歴史を研究する人々にとって『近江輿地志略』ほど重宝な資料（地誌）はないだろう。現在では不明となった古代の遺跡、中世の城跡、近世の町や村の様子、特産物、地域の伝承などなど、広範な地域に渡り、時代を越えて、近江の歴史がこの地誌に凝縮されているからである。

近年、「近江学」と称した研究分野が模索されている。日本の歴史を語るとき、地域の歴史の解明が不可欠であることは言うまでもないが、とりわけ各時代に政権の中枢であり続けた畿内に隣接する近江の研究が重要なことは、誰もが認めるところだろう。その近江学の出発点が『近江輿地志略』にあると言っても過言ではない。本稿では、この貴重な地誌を広く活用していただきため、同書の成立事情、編著者の履歴、内容と意義などについて紹介していきたい。

『近江輿地志略』の概要

近江のまとまった地誌としては、早く元禄年間、旧大津町の原田藏六が『淡海録』全25巻12冊を著しているが、寒川辰清の『近江輿地志略』は全101巻100冊と大部なもので、質量ともに群を抜いている。成立は享保19年（1734）。膳所藩士寒川辰清の編集になる。

岩波書店刊行の『國書総目録』によれば、国会図書館、内閣文庫、京都大学、東京大学などに、巻数は不揃いながら写本が所蔵されている。一方、平成18年3月16日付けで滋賀県指定有形文化財となった『近江輿地志略』



卷首表紙

は寒川辰清の自筆本と認定されているもので、全100冊の内、巻35から40までが大津市石山外畠町淨光寺の所蔵になり（大津市歴史博物館保管）、その他の94冊が滋賀県所蔵（県立琵琶湖文化館保管）である。

表紙は紺色。縦29.3cm、横21.0cm。四つ目綴じの冊子装で、本文は袋綴じ。上質の楮紙に丁寧な筆使いで記され、文章のほとんどにふりがなが付されているのも、当時の読み方を理解するうえで貴重である。伊藤長胤が享保19年2月に寄せた序文とともに、同年3月15日付けの寒川辰清の自序、武村勝重の跋文

近江輿地志畧序
昔者禹平水土封山濬川疆
理九州以作禹貢自山脉水
汎之別以至田賦之品邕
之實固不登載以徵後世爾
後周官有職方之設爾雅有
釋地之篇馬史班書作己降
歷朝正史各著一代之制總

序 文

が付されている。

序文を寄せた伊藤長胤とは、江戸時代中期、京都で私塾古義堂を開いたことで知られる伊藤仁斎の長男伊藤東涯その人であり、私塾が京都の中央部を縦貫する堀川の東岸にあったことから「東涯」と号した。編者寒川辰清との学問的つながりにより、序文の執筆を依頼されたものと思われる。

この県指定の『近江輿地志略』は、もと膳所の馬杉庄平氏が所蔵していたもので、その一部（巻35から40）が淨光寺に移された後、昭和20年代になって、残る94冊が、馬杉氏から滋賀県に寄贈されたもの。その両方、つまり寒川辰清のオリジナル100冊が、滋賀県有形文化財に指定されたのである（以下、本稿では『馬杉本』と呼ぶ）。同書の刊行は早く、大正4年（1915）、滋賀県女子師範学校、滋賀県立大津高等女学校教諭の小島捨市氏が出版されたもの、また、『大日本地誌大系』のなかに納められたものがある。いずれも後年に再版されているが、両者とも、諸本を参照されたことから、『馬杉本』とは文字使いに異動が見られ、後者のものには参考本の関係かぶりがながほとんど付されていない。その

点では、『馬杉本』を底本とした完全翻刻版の刊行が望まれる。

『近江輿地志略（馬杉本）』の成立

この『近江輿地志略』の編者寒川辰清は、元禄10年（1697）11月7日、京都油小路出水の中邦氏の次男として生まれた。幼名を重福丸、長じて主水権之助。後、膳所藩士寒川辰



大津絵図（部分）

成家に婿入りし辰清と改名した。通称儀太夫、のち水右衛門、号は梅墅、字は元水。晩年は鉄心忠肝居士と自称した。辰清の読みは、自分が付したふりがなにより「とききよ」であったことが分かる。

膳所藩では家禄200石を宛行われ、本多康命・康敏の二代の藩主に仕えた。辰清は、本多康命の代の享保4年、『近江国志』の編纂を命じられたが、非学と多病を理由に固辞。代わって同坂長英に編纂が命じられたが、長英もほどなく世を去り、康命も同年11月に没した。次の康敏から再度、同書編纂の命が下ったことから、あらためて編纂にかかり、同19年に完成を見た。ただ、完成後の元文3年（1738）5月6日、辰清は讒言にあって藩を追われる身となり、大坂の唐金氏宅に身を寄せたが、翌4年6月24日、病を得て没した。享年43歳。憤死であったという。法号は彝徳院。墓所は現大阪市浪速区の瑞龍寺に営まれた（墓は現存せず）。膳所藩から追放された理由については不明だが、その事件の影響か、

藩内では秘本として公表されず、寛政10年（1798）、本多康亮の代になって、幕府に献上されたという。なお辰清は、享保14年に『本朝四民本伝』、同16年に『武射必用』なども著している。

『近江輿地志略』の意義

寒川辰清は、地域の古老から丹念に伝承を採集し、執筆にあたったが、それらを鵜呑みにせず、古書を丹念に調査して正確な記述に努めた。本文中に引用された文献は『古事記』『日本書紀』『和名抄』『三代実録』『東鑑』など484冊にのぼったという。

次にその内容の意義であるが、筆者は大津市歴史博物館に勤務しているため、現大津市域を中心に記述をみていくことにする。

たとえば、卷5で琵琶湖が扱われるが、その際、「源氏物語」などの歌書を参照して、古書には「塩ならぬ海ともかけり」とし、「淡海といへる訓は塩なくて味あはきということなり」と解説を加えることから始め、次

に、琵琶湖にまつわるさまざまな記述を古書から引用している。

卷8の関寺の項では、「あるひは世喜寺につくる。今土俗にいへるところの関寺の事にはあらず。いま土俗の関寺といふは往還路の傍らなる小寺なり。臣一日関寺の地を見んために件の地に巡覧す」と、土俗（地元）の伝えと歴史上の事実の相違する点を指摘。みずから現地に出向いて調査するとともに、『拾芥抄』『寺門伝記補録』『関寺縁起』などから原文を引用している。もとより同書に引用された原文は、再度原典にあたって確認する必要はあるが、初めて当該箇所の研究を志す人々にとっては、このうえない便宜を提供してくれている。

地名由来の記述も興味深い。卷32に載せられた松本村（大津市松本）について、「古老云。此地を松本と号することハ其古、天智天皇の詔にて此地の松を辛崎にうゑしめたまひ、一松と名づく。其松の本ありし地なる故に村の名とすといへり」と古老の伝えを紹介し、それを「不審し」とし、ただ不明な点もあり「しばらくその説をしるして後考に備るのみ」と慎重な姿勢を見せており。地名由来など言い伝えに関する記述は貴重であり、現在まで引き継がれている伝承が、いったい何時ごろから言われだしたことなのか、また時代を経るなかでどのように変化していったのかなどを検証するとき、『近江輿地志略』の記述は貴重なものといえる。

また、このような記述もある。卷32の「民部古城址」では、「土俗相伝、昔松本民部と云者あり。三井寺の僧と戦て死すと云。其城地のあとなりと云。今に田の字となれり。今土人瓦土を採取ところなり。此辺惣て好風景なり。東川の堤斜に、後へハ山、前ハ田なり。」ここからは、松本民部なる武将の城跡が当時から伝承され、その地に城跡を示す字名が存在したこと、その近辺で瓦を焼いていたことなどが伺える。この田の字名については、別

の「松本村絵図」から、「古城」「城の内」と称する字名があったことが分かることから、それが『近江輿地志略』編纂の段階でも確認できることに意義がある。

また瓦焼きの場所も、別の資料から「古城」跡あたりとする資料があり、これも『近江輿地志略』が裏付け資料となる。同書に「此辺惣て好風景なり。東川の堤斜に、後へハ山」と、この付近の絶景が記されているが、松本のこの周辺は、明治から昭和（戦後）にかけて、東海道線の敷設や湖岸の埋め立て、さらに住宅開発によって旧景を一変させているところであり、なおさら同書の記述が貴重となってくるのである。

あとがき

以上、『近江輿地志略（馬杉本）』の成立過程や内容について、簡単に紹介してきた。本稿の同書の意義では、紙幅の関係上、気付いた数点の記述のみに止めたが、それだけでも同書の有効性についてご理解いただけたのではないかと思う。願わくば、同書を活用しようとされる方々なりのアプローチ方法を見定められ、「近江学」発展の素材とされることをお勧めする次第である。

(追記)

活字版として刊行されているものは、先の小島捨市氏の翻刻版（昭和51年、宇野健一氏の校訂により、弘文堂書店から『新註近江輿地志略全』として刊行）、また翌52年、かつて出版された『大日本地誌大系』収録の『近江国輿地志略』が、雄山閣から再版されている。

(写真提供 滋賀県立琵琶湖文化館)

滋賀文化財教室シリーズ No.231号

発行年月日 2009年3月10日

編集・発行 財団法人 滋賀県文化財保護協会

〒520-2122 大津市瀬田南大萱町1732-2

TEL(077)548-9780 FAX(077)543-1525